

福島県子育て支援推進本部設置要綱

(趣 旨)

第1条 本県における急速な少子化の進行に対応するため、社会全体で子育て・子育てを支援する体制づくりを進めることが重要になってきていることから、安心して子どもを産み、育てることができ、かつ、子どもが大切にされ、いきいきと育つことができる社会を目指し、子育て支援に関する施策を総合的に推進するため、福島県子育て支援推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 推進本部は、次の各号に掲げる事項を所掌するものとする。

- 一 子育て支援に関する施策の総合的な企画及び調整に関すること
- 二 子育て支援に係る計画の策定及び推進に関すること
- 三 その他、子育て支援に係る施策の推進のため必要な事項に関すること

(構 成)

第3条 推進本部に本部長及び副本部長を置き、本部長は知事を、副本部長は副知事をもってあてるものとする。

2 本部員は、別表第1に掲げる職にある者をもって構成する。

(本部長及び副本部長)

第4条 本部長は、推進本部の業務を統括するものとする。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理するものとする。

(会 議)

第5条 推進本部の会議は、必要の都度本部長が招集し、本部長がこれを主宰するものとする。

(子育て支援推進調整会議)

第6条 推進本部の円滑な運営に資するため、推進本部の下に子育て支援推進調整会議（以下「調整会議」という。）を置く。

- 2 調整会議は、推進本部において審議・決定すべき事項に係る調整を行うものとする。
- 3 調整会議は、別表第2に掲げる職にある者をもって構成する。
- 4 調整会議に議長及び副議長を置き、議長は子育て支援担当理事の職にある者を、副議長は保健福祉部子育て支援課長の職にある者をもってあてるものとする。
- 5 調整会議には、必要に応じて専門分科会を置くことができるものとする。
- 6 議長は、調整会議の業務を統括し、必要に応じて調整会議を招集するものとする。
- 7 副議長は議長を補佐し、議長に事故あるときは、その職務を代理するものとする。
- 8 議長は、必要と認めるときは、調整会議の会議に構成員以外の関係者の出席を求め、その説明又は意見を聞くことができるものとする。

(庶 務)

第7条 推進本部及び調整会議（以下「推進本部等」という。）の庶務は、保健福祉部子育て支援課において処理するものとする。

(補 則)

第8条 本要綱に定めるもののほか、推進本部等の運営その他必要な事項については、本部長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成23年8月9日から施行する。

別表第1（第3条関係）
推進本部の構成

本部員	直轄理事
	総務部長
	企画調整部長
	生活環境部長
	保健福祉部長
	商工労働部長
	農林水産部長
	土木部長
	会計管理者
	企業局長
	子育て支援担当理事
	文化スポーツ局長
	観光交流局長
	病院事業管理者
	病院局長
	教育長
	警察本部長
	県北地方振興局長

別表第2（第6条関係）
調整会議の構成

【知事部局】			
知事直轄 総務部	子育て支援担当理事 広報課長 総務課長 財政課長	農林水産部 土木部	農林企画課長 土木企画課長 都市計画課長 建築住宅課長
企画調整部	私学・法人課長 企画調整課長	【病院局】	病院総務課長
生活環境部	文化振興課長 生涯学習課長	【教育庁】	教育総務課長 社会教育課長 学習指導課長 学校生活健康課長 特別支援教育課長 学校経営支援課長
保健福祉部	生活環境総務課長 人権男女共生課長 青少年育成室長	【警察本部】	警務課長 生活安全企画課長 少年課長
商工労働部	保健福祉総務課長 社会福祉課長 児童家庭課長 子育て支援課長 障がい福祉課長 地域医療課長 感染・看護室長	【県北地方振興局】	企画商工部長
	商工総務課長 雇用労政課長		